

議案第37号

鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				
別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
1 鳥取県介護保険財政安定化基金	市町村の介護保険財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。	(1) 略 (2) 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第12条第1項第1号の条例で定める割合は、 <u>計画期間（介護保険法第147条第2項第1号に規定する計画期間をいう。）における同法第147条第7項に規定する収入の見込額の3分</u>	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

改 正 前				
別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
1 鳥取県介護保険財政安定化基金	市町村の介護保険財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。	(1) 略 (2) 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第12条第1項第1号の条例で定める割合は、 <u>1,000分の1</u> とする。	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

		<p>分の1に相当する額を同令第12条第1項第1号に規定する都道府県内標準給付費等総額で除して得た率とする。</p>								
略					略					

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。